

伊達市立黄金小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

〈いじめの定義〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

〈いじめに対する本校の基本方針〉

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

〈いじめの解消〉

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相

当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

教育活動全般で児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくとする力、自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくとができる力を育てる。

道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに荷担していることになるということの指導の徹底も図っていく。

(1) いじめを許さない、見過ごさない教育活動等

① 道徳科の授業の充実

年間を見通した授業を計画的に行い、様々な価値項目にふれていく中で、命の大切さについて自ら考えていくことのできる児童を育てる。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤とな

るものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

②人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力の育成を図る。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

③上記の活動や関連活動をもとにいじめ防止プログラムを作成する。

(3) 特に配慮が必要な児童について、いじめ防止の観点から日常的な支援体制を確立する。

①発達障害を含む障がいのある児童に対して

- ・教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

②帰国子女や外国員児童に対して

- ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないことがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童

- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④被災児童

- ・被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑤その他

- ・学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のため、様々な手段。

ア 日常的な観察

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけておくことが必要である。

イ 情報の共有化

様子に変化が見られる児童がいた場合には、気づいたことを共有する場を設け、より多くの目で当該児童を見守っていく。また、教師が積極的に働きかけを行うことで児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題が生じた場合には、当該児童から悩みを聴き、早期解決にあたる。

※特に必要な場合は専用共有フォルダーで共有する。

ウ いじめ調査・アンケート等の実施

①いじめ調査（年2回。6月と11月）

②児童アンケート（年2回。1学期末と2学期末）

いじめを早期発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を行う。結果をもとに教育相談を行い、学級担任による児童からの聞き取り調査も併せて行う。

③家庭訪問（4月・適宜）と学級懇談会（個人面談）

④「ほっと」（年2回）

（2）いじめの早期解決のための、組織的な対応

ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたことは確実に記録として残しておく。いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちに対しても、いじめているのと同様であるということ指導する。

エ 場合によっては学校内だけではなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

（3）家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

（4）重大事案への対処

児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、伊達市教育委員会に速やかに報告する。

②当該事態の調査を行うための組織（緊急生徒指導委員会）を市教委の指導の下設置し、迅速かつ適切に対処する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織

①生徒指導委員会

月に1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および、共通行動についての話し合いを行う。

②いじめ防止対策委員会

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては全教職員（必要に応じて、PTA代表、学校運営協議会委員を含める）によるいじめ防止対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。

教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

※委員会は、いじめの対処に迅速に対応するため、機動的に運用できる。

③校内組織の主な役割分担

- ・いじめの未然防止に向けた環境づくり①②
- ・学校基本方針の点検・見直しや、学校基本方針に基づくいじめ防止のための取組及び年間計画の作成・実施・検証・改善の中核①②
- ・いじめの相談・通報の窓口②
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有②
- ・関係のある児童生徒から事実関係を聴取し、いじめであるか否かの判断を行う中核②
- ・指導や支援の体制や対応方針の決定の中核②
- ・保護者との連携等の対応の中核②
- ・いじめの問題に関する計画的な校内研修の実施①②

(2) 地域との組織

①地域いじめ防止対策会議

学校運営協議会が兼ね、現状や指導・地域の対策について話し合う。

②PTAネットパトロール

PTA代表に月に一度ネットパトロールをしてもらう。

〈重大事案の場合の関係協力機関〉

伊達市教育委員会、伊達警察署、児童相談所、民生児童委員、校区連合自治会長

5 学校いじめ防止基本方針を実効性の高いものにするために

(1) 点検

①学期1回上記の生徒指導委員会、児童・保護者アンケート、学校運営協議会内で、いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検する。また、必要であれば改善を図る。

②いじめ防止プログラムを策定し、実施する。

黄金小学校いじめ防止全体計画

学校教育目標

1. よく考える子（高い知性） 2. 思いやりのある子（豊かな心情） 3. たくましい子（強い心身）



学校いじめ防止基本方針

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。



年間活動計画

- 4月～年間計画作成 ○随時～情報交換 ○学期毎点検 ○2月～次年度計画（見直し）



いじめ防止対策委員会

随時～事案認知時



学年・学級経営

支持的風土のある学年・学級
多くの教員による児童観察と情報共有



未然防止

- ・道徳科授業の充実
- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動

早期発見

- ・家庭訪問（5月）
- ・いじめ調査（6月、11月）と児童アンケートの実施（7月、12月）
- ・こども理解支援ツール「ほっと」（5月、2月）
- ・学級懇談、個人懇談
- ・いじめ相談電話の周知
- ・子どもと向き合う時間確保の工夫

早期対応

- ・情報交換での事実提供
- ・いじめ問題へのケア
- ・事実関係の把握（担任等）
- ・保護者との連携
- ・情報の適切な記録と周知
- ・報告、連絡、相談の徹底
- ・いじめを受けた児童の安全確保

※いじめ解消の定義確認



重大事態発生

- 事実関係の把握・情報の収集および記録
- 学校全体での事態の分析・判断
- 教育委員会への報告
- いじめ防止対策委員会の設置、詳細調査の実施（児童の心情に留意しながら）
- 犯罪行為等については、関係諸機関と連携
- 継続的な支援、観察

黄金小学校いじめ防止年間計画

月	学校・生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会	
4	いじめ防止プログラム作成 いじめ防止基本方針作成・見直し いじめ防止年間計画作成 職員会議での情報交換（生徒指導委員会） ネットパトロール	引き継ぎ情報等の共有 参観日 学級懇談 PTA総会 家庭訪問 学校運営協議会
5	ネットパトロール 職員会議での情報交換（生徒指導委員会） こども理解支援ツール「ほっと」実施	
6	ネットパトロール いじめ調査 職員会議での情報交換（生徒指導委員会）	
7	ネットパトロール 児童アンケート 生徒指導員会でのいじめ防止基本方針の点検・改善 学級経営反省会	参観日 学校運営協議会
8	ネットパトロール 職員会議での情報交換（生徒指導委員会）	参観日 学級懇談 全体懇談
9	ネットパトロール 職員会議での情報交換（生徒指導委員会）	
10	ネットパトロール 職員会議での情報交換（生徒指導委員会）	
11	ネットパトロール いじめ調査 職員会議での情報交換（生徒指導委員会）	参観日 学級懇談
12	ネットパトロール 児童アンケート 生徒指導員会でのいじめ防止基本方針の点検・改善 学級経営反省会	学校運営協議会
1	職員会議での情報交換（生徒指導委員会） ネットパトロール	
2	ネットパトロール 子ども支援理解ツール「ほっと」実施	参観日 学級懇談 全体懇談 学校運営協議会
3	ネットパトロール 生徒指導員会でのいじめ防止基本方針の点検・改善	中学校への引き継ぎ 東小への引き継ぎ